改正 1−4　公的医療保険

3 健康保険の給付

保険給付については、健康保険と国民健康保険ともほぼ同じ給付内容になっており、試験でよく出題されるのは健康保険からの給付です。病院で診察・治療を受けた際の給付が有名ですが、他にもさまざまな給付がありますので、ここで確認しておきましょう。

(1) 療養の給付

▼療養の給付

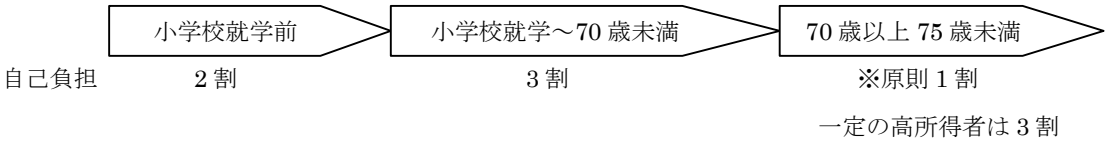

※平成 24 年 3 月まで 1 割に据え置きます。

(2) 出産の給付

被保険者が出産にあたり休業し、その間給与が受けられないときは出産手当金（標準報酬日額の 2／3 相当額）を受給できます。また、出産したときには 1 児につき最高 42 万円~~（平成 23 年 3 月までの暫定金額）~~が支給されます。被扶養者が出産した場合には家族出産育児一時金として同額が支給されます。

＿＿＿＿部分が改正点です。